

7 弥 監 公 表 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 26 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥学第 30 号
令和 7 年 6 月 23 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度学校教育課財政援助団体等監査結果報告における監
査委員指摘事項に対する措置状況報告書について（通知）

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講
じたので、別紙のとおり通知します。

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘事項に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	(学校教育課) P T A 連絡協議会補助金
監査結果報告における指摘事項		
補助金の使途について、明細書や領収書の確認をせず、未確認の状態で交付していた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。		

対 象 課		学校教育課
原因・理由・背景 などの事情説明		補助金の使用使途に関しては PTA の判断に委ねており、教育委員会で内訳の確認をしていなかった。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 7 年度分から
	誰が (どこが)	P T A 連絡協議会が
	何を (どこを)	実績報告書とともに内訳のわかるもの (出納簿) や領収書を
	どのように 措置 (改善) した (する)	提出を求め教育委員会で確認するように改善する。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	実績報告書提出時に、領収書等の不備がないことを確認する。

項目番号	(2) ア	(学校教育課) P T A活動補助金
監査結果報告における指摘事項 公費と私費の負担区分について明確になっておらず、学校及びP T Aに対して示されていないため、不適切な支出が確認された。補助金の使途を適切にするために、公費と私費の負担区分について明確にされたい。 また、補助金の使途について、学校教育課は明細書や領収書の確認をせず、未確認の状態で交付していた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。 ア 学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費や、学校の備品、学校の建物等に対する修繕工事、卒業証書の印刷及び卒業証書など、公費で支出すべきものにP T A活動補助金が使われていた。 イ 市から交付されている「芸術鑑賞補助金」で芸術鑑賞会観劇料は支出しているが、支出の一部にP T A活動補助金が使われていた。		

対 象 課		学校教育課
原因・理由・背景 などの事情説明		補助金の使用使途に関してはPTAの判断に委ねているが、要綱の補助対象経費から逸脱しているものが見受けられる。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年度中に
	誰が (どこが)	教育委員会が
	何を (どこを)	公費と私費の負担区分について定める一覧表を
	どのように 措置(改善) した(する)	作成し、各学校に周知する。
情報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	問い合わせがあった際には上記のことを伝える。